

官報

号外 昭和二十六年一月二十八日

○第十回衆議院會議録第六号

昭和二十六年一月二十七日(土曜日)
議事日程 第五号
午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

●本日の會議に付した事件
●閣議委員長辭任の件
●閣議委員長の補欠選挙
●故議員米窪亮君に対する發答秀
●次君の哀悼の辞

地方公共団体の議員及び長の選挙
期日等の臨時特例に関する法律
案(内閣提出、参議院同付)
國務大臣の演説に対する質疑

午後一時二十三分開議
○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) お諮りいたします。閣議委員長森本太郎君から委員長を辭任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) つきましては、閣議委員長の補欠選挙を行います。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。議長は主君宗明君を閣議委員長に指名いたします。

○議長(幣原喜重郎君) 御報告いたします。一月十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。米窪君に対する事柄は、議長において先

例によりすでに贈呈いたしました。この際同君に對し申意を表するため発言を求められております。これを許します。發答秀次君。

○發答秀次君 たいだいま議長から御報告のありました通り、本院議員米窪亮君は、本月十六日、いかに逝去されました。まことに病を得てから、引続き御静養中と承つておりましたが、やがて御回復のことと期待いたしておりましたにもかかわらず、不幸にしてこの悲報に接し、心から哀悼の至りにたえません。この際私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表いたし、つしんで申意を表したいと存じます。(拍手)

米窪君は長野縣鹿屋の御出身でありまして、大正三年、東京高等商業學校を卒業の後、同年まで前後八年間、あこがれの海員生活を送り、翌十二年日本海員組合に入り、編集長となり、以後職務その他の各部長を歴任して、ひたすら組合の育成と助長に献身し、海員の福祉増進に全幅の努力を拂われたのであります。後に選ばれて副組合長となり、もつぱら組合の指導に當られました。さらに戦後、全日本海員組合の創立され、また推されてその顧問に就任されました。海員組合の今日あるは、君に負ふところ、け

だし絶大なるものと申さなければなりません。(拍手)

文字ゆたかな君は、かねてから海洋文学に名を知られ、青年の血を沸かし、胸をおどらせておりました。進んで大日本海軍連盟、日本海軍振興会によつて海軍思想の普及に一大努力を拂つておられたことは、だれ一人として知らぬ者はないのであります。(拍手)

君の信望は年とともに厚く、大正、昭和にわたつて、ジュネーヴの國際労働總會に労働代表またはその顧問ないしは労働理事として出席すること前後六回、あるいは労働理事會に日本労働者の代表として派遣されるなど、國際場裡にはなんなく活躍して、よくその使命を全うされたのであります。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の補欠選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

昭和二十六年三月二十二日
第三号外 第四号外

君は養性温厚にして内識、しかも内に不拔の信念を堅持し、その人格と識見にわれわれは常に多大の敬意を表しておつたのであります。閣内再建の途上、幾多の問題をはらん今日、國會の再開を目前に控えて長逝せられましたことは、國家のため大なる損失でありまして、心から痛惜傷心の至りにたえません。

ここに、つしんで故人の御冥福を祈り、哀悼のまことをささげる次第であります。(拍手)

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、参議院同付)

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の補欠選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 閣議委員長の選挙は、その手續を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつ

しかるに、吉田首相の講和に対見解は、断片的な言明のほか、ほど国民には知らされていないので

まず、首相は、むしろ講和に関する論議をことさらに回避し、講和はおれにまかせておけというが、ごとき傲慢狡猾の態度を今日まで示して来ているのであります。(拍手)われわれは、この首相の態度をばはだ遺憾といたします。連合国は、われらに対し一方的な講和を押しつけるというが、ごとき態度ではなく、むしろわれらの希望を尊重し、対等の立場でわれらの要望を聴取しようとする好意ある態度を示しておるのであります。国民の自由を表明する希望を総合して、日本国民の自主的な案を率直に提示することが連合国の好意に報いる道であります。(拍手)首相は、この国会を通じて、国民の前に講和に対する一般の見解を明らかにされんことを要望するものであります。(拍手)

次に、世界情勢に対する総理の認識についてお話をいたしたいのであります。第二次大戦後、世界の平和と安定こそは人類共通の念願であり、わが国もまた平和国家の悲願をもつて国家再建に努力いたして来ましたが、わがわらず、終戦後わずか五年余にして、今や人類は恐るべき戦争の脅威の前にさらされてゐるのが現状であります。思ふに、この悲しむべき世界情勢の根柢には、世界の多くの人々の共産主義に対する致命的な認識の誤りがあるのではないかと考へるのであります。われわれは、再びこの誤りを犯してはなりません。共産主義のそもそもの思想の本質からしても、終戦後五箇年間の彼らの行動から見ても、それは断じて甘く見ることは許されないのであります。現下の世界情勢は、いかにこれを甘く認識すると申しまして、

吉田首相の言われるがごとき神経戦などという甘い段階では断じてないのであります。(拍手)現に朝鮮においては、はげしい戦争が日夜進行しております。共産軍の侵略に対し、米國を中心とする国連軍は、すでに四万数千の犠牲を忍びつつ、血を流して戦つてゐるではありませんか。この厳然たる事実を目をおうことは許されません。それはまだ熱い戦争とは言えないといたしまして、少くとも吉田総理の言われるがごとき冷たい戦争の段階ではないのであります。しかもそれは單に朝鮮のみのことではなく、すでにインド支那、チベット、マレー等に展開されている事実は、決してこれを輕視することはできないのであります。いつ同様の事態の発生を見ぬとも限らぬ危険地帯は、アジアにも、中東にも、近東にも、ヨーロッパにも、至るところに存在しておるのだということを知らなければならぬのであります。

朝鮮における合理的な平和が成立することは、日本国民の祈念するところであり、共産軍の要求等から見まして、決して望めは許しません。さればとて、共産軍の要求を大幅に認めて、侵略の勝利と、国連の權威の失墜を意味するがごとき緩和策をもつてあがなわれない平和が永続することは考へられないのであります。ゆゑに、米英を初め国連は、合理的協定に努力し、かつ全面戦争の危険を極力警戒してはいるが、しかし、あくまでも侵略を排撃して、平和の原則を守るためには戦いを放棄するものと信じます。かかる戦争状態が続く限り、何人も希望せざるにかならず、それがいつ全面的な戦争に発展するかも知れな

ないという危険は現に存在しておるのであります。かかる共産軍の露骨な侵略性に対抗するため、米國はすでに非常事態を宣言して準戦時態勢を推進し、また欧州統合軍の創設と充実に努力をいたしております。これはあくまで名譽ある平和のためであるという米國指導者の言を信ずるものであります。しかし、このような民主陣営の防衛態勢の確立を世界の共産主義勢力が拱手傍觀するであらうという確証は、どこにもないのであります。民主陣営の防衛力強化の前に、世界共産軍が戦略的要地を掌握する勢に出る公算は決して少くないのであります。このような対象の中にわが國が含まれてゐることは、あらゆる兆候から疑うことはできません。現に中共軍の指導者は日本解放を公言しており、これに呼応して国内の暴動と暴力革命を企図する勢力も、遺憾ながら現に存在していることを認めなければならぬのであります。

吉田総理の施政方針演説を聞いても、このような内外の情勢にはまったく馬耳東風であります。わが國の共産主義の誘惑は影を治めた、治安は何も心配はない、朝鮮の動乱はやがてうまく治まる、国連軍は破れない、大戦は起らぬ、まるで嵐の中に桃樹の夢を結んでゐるか、吉田首相のその通りであります。事態を冷靜に見るといふことは、決して事態を甘く見るといふことではありません。いたずらに不安をおおることは憤まなければならぬが、事態の重大さを、いたずらにほかにむすして、不当の榮観を装うがごときは、為政者の態度としては、きわめて無責任であります。(拍手)私は、必ずしも

今すぐ危険が迫つておると言うのではないが、少くともそのような危険の可能性は大きいのだと言ふのであります。

およそ政治の計画とは、最善を予想して案觀の上に立てらるべきものではなくして、最悪の場合にも対処し得るやうに立てるのが政治の計画であります。すべての重大問題に対する政府の無為と怠慢は、世界情勢に対する首相の驚くべき甘い認識から来ておるのであります。首相の時局認識は、史上空前の危機を自覚してこれに対処せんとする世界情勢のテンボとも合わなければ、国民の感念とも、あまりにもかけ離れておるのであります。ここに率直にその認識を明らかにされんことを望むものであります。

次に、講和後のわが國の安全保障について首相の見解をたしたいのであります。今日のこのとき国際情勢のもっとも問題は、講和後の日本の安全保障の問題は國民の最大関心事であります。講和條約そのものは、戦争の跡始末に關することであるから、わが國將來の安全保障問題とは一應別問題のやうであります。しかし、せつかく待望の講和が成立し、民族の独立が実現されても、その國家が侵略の脅威を受け、あるいはわが國が一に侵略されるやうなことになるれば、講和と独立は意味をなさないのであります。ひたすら平和國家で行きたいというのが八千万國民の例外なき念願であります。これを侵略するものがあつては、天ととも許さざる殘虐不法のことといわなければなりません。(拍手)しかし、そのやうな公算が決してないとは言えない世界

の現状は、きわめて遺憾であります。しかし、この現実に対処しては、あくまで万全を期さなければなりません。その意味で、安全保障の問題は、講和と不可分の最大の課題であります。

この点で、私も國民とともに國連に強く期待するのであります。國連は、いまだ出発点にあつて、最終的世界の平和機構ではありません。今後幾多の困難を克服しつつ國連は育成されるものであります。それはまだ多くの制約を伴ひ、決して万全策ではないのであります。第一、日本が講和会議後ただちに國連に加入を認められるかどうかはわからない現状であります。また國連の原則の中で太平洋防衛條約の構想を説くものがあり、これは將來の問題として真剣に考慮するべきものであるとして、近い將來これに大なる期待を持つわけには参りません。かりに國連及び太平洋の地域集團保障によつてわが國の安全保障を求めるとしても、それは、われわれも當然犠牲を分担し、義務を果さなければならぬのであります。(拍手)いすれにしても、講和と独立後のわが國の安全保障を全部他力に依存するなどということは、とうてい許されることではないことを覚悟しなければなりません。

自衛權は國家の有する基本的權利であり國家の治安と安全を守ることは政治の第一義的任務であります。自分の國をまずから守る決意なくして、國家の独立はとうてい考えられないものではあません。(拍手)わが平和・非武裝憲法が當然に予想していた世界的條件は、不幸にしていまだ成立していないのであります。もし世界の一切の國が一切の武力を放棄するか、それと

も一つの世界政府が一切の武力を管理するがとき状態になれば、わが非武装憲法は生きて来るのであります。おれらは、そのような状態の実現されることを切望するものであります。しかし不幸にして、そのような状態はまだ実現されず、近い将来に実現されると思われません。侵略と戦争の脅威の存在する現下の世界で、わが国のみが何らの自衛力を持たず、一つの真空状態を呈していることは、世界平和のためにも決して有利なことではないのであります。

いうまでもなく、われらの要請するものは有効な安全保障であつて、必ずしも再武装を言つておるものではありません。独立後のわが国が、平和愛好国の国際的集団安全保障の一環として、ある程度の自衛力を持つことは、とうてい避けられないことではあります。(拍手)しかしながら、いまなおわが国は占領下にあるし、経済力は弱体であり、非武装憲法は存在し、世界の世論もありません。それから、今わが国がインシアチヴをとつて、かつてに再武装を唱へ、これを推進することは慎まなければならぬのであります。しかしながら、一方連合国に強制されて持つ軍備とか、あるいは傭兵とかいふような形であつては、これは問題にも何ともならないのであります。

思ふに、日本の安全保障の問題は、平和愛好国の世論が日本防衛の絶対必要を自覚し、財政や武器の援助をも決定して、わが自衛力の保持を支持する国際的の機運と、同時にわが国民自身が自主防衛の決意を持つことが合致して初めて正しく実現し得ることではあります。(拍手)これが合致せなければ、日本の安全は確保されるものではない。そこには内外政治家の高い責任があるものであります。そのために、われわれは講和によるわが国の独立平和を切望し、かつわが国民の精神と経済の自立に全力を注がなければならぬのであります。同時にわが国の安全保障については、国際的の安全保障機構と結合しながら、わが国の自主的計画を用意する必要があるのであります。それをもつて、政治的取引でなく、腹を割つて連合国と交渉し、これを訴えることを要するのであります。そして、警察力の強化と国民防衛の組織化とは、講和をまつまでもなく、ただちに着手すべきことであります。

首相もまた、防衛は国民の力です。よく、他国依存で独立は保てないといつておられますが、すぐ再軍備を考えることは早計で、兵力のみが国を守るものではないと言われております。首相の構想は、そこをいまいで、あつて、首相の時局認識の甘さと相まつて、国民の安全感を少しも満足せしめていないのであります。(拍手)連合国に對しても腹の探り合ひで、むしろこのうらみ点については、国際的に不幸な疑惑さえも興えておるのであります。もつと率直に首相の信を吐露し、この機会に構想を明らかにされんことを望むものであります。(拍手)

安全保障とともに重大な問題は、経済自立に関する問題であります。講和後においては、はたしてわが国の経済自立が確保できるかどうかといふ点に對しては、国民のひとしく憂へておる点であります。これにつきましても、あるいは日本の産業水準であると略ぼ等しい問題については、ほとんどこれに制限を加えないといふことが国際的の空気があり、この点についてはアメリカの勢力を多とするものであります。問題は、一体、講和後におけるわが国経済をいかなる形で世界経済と結びつけるのか、人口問題の処理に對してはどういう見解を持つておるのか、この点についても總理は見解を明らかにするべき必要がございます。

また總理は、一面において、施政方針演説においても繰返し愛国心を強調し、自衛の責任を説かれましたが、愛国心や自衛の責任感、單に強調するだけで起るものではありません。われら八千万の国民が真に國を愛し、これを断固として防衛せざるべからずとの気概を持つためには、日本の國の政治が、すべての國民が人間の尊厳に値する生活を保障せられ、民主的な自由を尊重せられるような社会をつくることが前提であります。(拍手)それは経済的基礎を安定せしめ、生産を最大限に促進しつゝ、できる限り社会保障制度を確立して富の公正な分配をはかることが必要であります。しかるに政府與黨の諸君は、旧式の自由経済観念をもつて弱肉強食の邪惡な論理を公言してははからぬといふのが、今日與黨の態度であります。(拍手)その労働政策、農業政策、中小企業政策といふものは、無為無策の一語に盡さるものであります。国連協力、国連協力を口で唱へはするけれども、身を挺して国連協力の第一線に働いてゐる労働者に、政府は一体何を報いたといふのであるか。(拍手)食糧自給を唱へはするけれども、低米価と災害にさいなまれないながらも食糧増産に勵む農村に、一

およそ五億ドルにも達する輸入資金を遊ばしておくがごときことは、政府の怠慢に属するものであります。(拍手)重要物資の輸入の確保は、今日日本の緊急の課題であります。ここにもまた適切な自主的計画と統制の不可避性が存してゐるのであります。首相は、かかる必要にもなると無感のようであるが、それはあまりにも世界情勢のテンポとかけ離れておるのであります。首相は依然として旧式な自由経済の方式を固執しようとするのであるか、あるいはこの世界情勢にわが国経済を順応せしめんとするのであるか、この機会に所信を伺つておきたいのであります。

最後に、講和の受入れ態勢について首相の見解をたたいのであります。重ねて言いたいことは、講和は八千万の國民が結ぶべきものであります。従つて、おれにまかせておけといふのがごとき態度は、根本から間違つておるのであります。(拍手)米國を初め連合国の好意ある対日援助を顧みるとき、わが國を講和後においてもいかにこれら連合国の友好的独立國たらしめるかが為政者の重大な責任であります。その意味で、労働者、農民、國民大衆がそつぽを向くような講和は危険であります。首相は、今こそわが國がかねて提唱した真の超党派外交をまじめに考慮し、(拍手)各党派、各団体、各界に呼びかけ、その要項に傾聴し、いける限り國論の一致をはかつて、民族の運命を決する講和に對処せられんことを望むものであります。しかし、これは決して學閥政權とか自民提携とかいふことではありません。政府は政府の立場において、野黨は野

常の立場において、民族共通の大事業に最後まで協力することにはかならないのであります。(拍手)政府が信念と真情をほんとうに吐露してこれを訴えるならば、これに對して不當な言いがかりをつけたり、その度を伺いたり、党略の具に供するようなのはあらざるがよいのであります。

首相は、過激の記者団会見において、國民を指導するのは民主主義に反する、輿論の向うところに従つて態度をきめるのが民主主義の政治だ、という趣旨のことを述べられました。しかし、おおよそ首相が、自由党の輿論であれ、國民の輿論であれ、輿論を尊重している方だとは、だれも考へておられないのであります。ここにワン・マン首相の名の存するゆゑんがあり、首相に對する世の批判が存するゆゑんがあるのではありません。(拍手)してみれば、この輿論尊重の首相の言葉は、政府の意図なき無きと意図の弁明の言以外の何ものでもないといふなければなりません。(拍手)

おおよそ世論というものは、ひとりでも成り立つものではなく、何ものかによつてつづられ、指導されて行くのであります。民主主義は、決して政治家がその政策をきき、國民に聽かせる、説得し、指導する努力を否定するものではなく、強権的な命令によらないだけのことであります。首相が最善の良知をこしほり、政策を樹立して、これをもつて國民に働きかけ、誤れる意見を正し、正しい意見を傾聴し、説得のため懸命の努力を拂つてこそ初めて講和を担当する内閣の總理としての責任を果たすべからざるものであります。(拍手)今こそ民族百

年運命を決する前に、田来の無慈悲の態度を打破して、老練にならうとて、講和受入れ態勢の確立に總理は挺身すべきであります。それすらも惜しむというのでは、吉田首相は講和時の内閣首領者としての資格に欠けるものといふなければならぬのであります。(拍手)

首相は以上の質問に對して率直に答へられんことを希望して質問を終るものであります。(拍手)

○國務大臣(吉田茂君) 答へをいたします。

第一の御質問は、講和に對する心構へいかんという御質問であります。この心構へについては、すでに三木君御自身から私のために弁明していただいたように考へます。(拍手)私は、かつて一度も、講和は私にまかせておけというようなことを申しだしたことはございません。のみならず、いわゆる謙遜な氣持において、國民の輿論に耳を傾けて、國民の輿論のおもむくところに従つて善処する、これはしばしば私が申したことでもあります。(拍手)私がすなわち私の講和に對する心構へであります。

次に、共產主義と民主主義との間の對立點における内外の状況は、三木君のお話によると、今にも日本の安全が危殆に瀕する、脅やかされるということであらうですが、私も決してこの内外の状況を甘く考へてはおられないのであります。むしろ甘く考へておられるのは三木君自身ではないかと思ふのであります。(拍手)共產主義が今にも日本を侵略するといふようなことは、私は、はなはだ甘く考へておられるのであります。

ります。目い考へれば三木君の方であつて、民主主義の諸君は、さうに反省せらるべきものであると思ふのであります。(拍手)

次に安全保障の問題であります。安全保障については、私も決して他力本願と申しておらないのであります。三木君自身で私のために弁明せられた通りであります。日本の安全という問題の前には、すなわち日本に對する安全を脅かす勢力の現存を前提としたものであります。ところが、この点については、私は民主主義が非常に危険なりと甘く考へておらないのであります。同時に、民主主義國家の最終の勝利は私は必ず来るものと考へて、共產主義の勝利が必ず来るとは私は……(免言する者多し) 共產黨諸君以外には、そう考へないのが國民の感じであると思ひます。われわれは、決して共產主義國が日本に侵入するということには、安全保障という問題の前には、まずいかなる方面から危険が来るか、その危険はどの程度日本に差迫つておるかという具体問題からして考へるべきであると思ふのであります。この国内における共產主義の脅威は、私は今日においては、共產黨の諸君においても脅威ありとは考へておられないだろうと考へております。日本の安全保障の具体問題については、日本に對する脅威の具体的実態をまずかんて、したる後に論すべきものであつて、いさうに脅威が差迫つておるかといふような想像論では立論ができませんのであります。

次に経済独立についてのお話であります。わが内閣及び自由党の政策は、發表いたしております。單にこれをもつて形式であるとか、あるいは無為無策であるとか、あるいは自由放任なりという抽象論だけでもつて論断せられるのは少し早いと思ひます。わが内閣及び自由党の政策については、明らかに公表いたしております。各政策について具体的に、こがよいとか、いかにとかいふのは別でありまして、抽象論に無為無策とか、形式であるとか、あるいは自由放任なりという抽象論をもつて一蹴せられることは、政治家たる三木君のお話とは考へられないのであります。(拍手)

また受入れ態勢についてのことであります。先ほど申します通り、講和は私にまかせておけなど申したことは全然ないのであります。國民の輿論の向うところによつて、國民の要望するところ、國民の希望するところを、謙遜な氣持において耳傾けて善処いたします。これが私の受入れ態勢であります。(拍手)

○議長(原保太郎君) 再質問がなければ次に移ります。勝間田清一君。

○勝間田清一君(登壇) 再質問がなければ、吉田内閣の施政方針、なかんずく講和問題と、これに関連する経済政策について質問申したいと存するものであります。

そも、イタリヤの講和会議の場合とは違つて、ダレス使節團が、日本の講和について、戦勝者が戦敗者に對して命令するといふような形ではなく、まづ対等な立場で日本人と相談する態度を聲明せられたことに對しては、まことに感戴にたえないところであります。しかしながら、このこと

は、當然に日本政府及び日本人にみづからの決意が要請せられるであらうことは想像にかなたないのであります。吉田内閣に大講和の備をてみずから決するところのあるものと信ずるのであります。従つて私は、まず講和後に當然問題となるであらうところの重要諸問題について、一つ／＼吉田總理の確固たる信念を問わんとするものであります。まずわれわれは、従来しばしば議論せられた点でありますけれども、この重大なる段階に處しての新憲法に對する吉田總理の新たな決意をここに問わんとするものであります。

申すまでもなく、われわれ日本人は、過ぐる昭和二十一年十一月三日、極東委員會の承認のもとに、恒久の平和を企望し、人間相互の關係を支配するべき道義の理想を深く自覺いたしました。新憲法を制定いたしましたのであります。そして、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇、武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄することとなじむべきことは、われわれが、一に平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼してわれわれの安全と生存を保持しようとした決意したことであります。しかもこの理想は、國家の名譽にかけて達成すること、あえて誓つたところのものであります。しかるに、今日朝鮮事件の重大化に伴ひまして、わが國の内外にわたり、時局をいたずらに誇大に宣傳し、日本の再軍備を達成する目的から憲法改正を主張せんとする者があることは、まことに遺憾のきわみと存するものであります。(拍手)對外的な紛争を解決する手段としての武力を放棄した日本人の

決意は、國際的紛争が重大化した今日においてこそ、われ／＼は守り抜かなければならぬと存するものであります。(拍手)われ／＼は、ここに、もしいづれかの国家が、われ／＼のこの日本憲法の改正をあるいは希望せんとするものありといたしするならば、二千数百年の伝統に生き、新たな決意に生きんとするところの日本人の名譽と尊嚴を傷つけるものであると信ずるものであります。(拍手)われ／＼は、ここに日本の信念を世界に訴え、日本國民をして不動の道に安堵せしめるため、吉田総理の信念をあえて問わんとするものであります。

第二の重大なる問題は、講和と再軍備は可分なりや不可分なりやという問題についてお尋ね申したいと思うのであります。すなわち、今日諸外國において日本の再軍備問題がしきりに論議され、同時に日講和の促進が主張されていることは御案内の通りであります。アメリカの上院議員タフト氏は、過ぐる一月五日の演説におきまして、日講和條約を即時締結し、日本に對し海空軍の援助及び日本陸上軍を編成できるまで若干の地上軍師団による援助をなすべきであると提唱いたしております。また去る英連邦首相會議におきましては、日講和の締結と、限定された範圍内で日本の再軍備を許すことに意見の一致を見た外電は伝えておるものであります。

われ／＼は講和の代償として再軍備が要求されるものと考えることはできないのでございまして、また日本の再軍備を可能ならしめ、それを目的として講和が結ばれるものであると考えることはできないのでございまして、日本の講和は、再軍備とはまったく無関係に、そしてそれはポツダム宣言を忠実に実行したところの日本人に對する連合國の好意ある代償として行われるものと、かたく信ずるものでございまして、また再軍備は何ら強制されることなく、日本人みづからが自由なる意思によつて決定すべきであるとの理解を、われ／＼は関係諸國家に對し強く希望せんとするものであります。けれども吉田総理の、これに對する確信ある態度を承らんとするものであります。

次に吉田総理は、昨日の施政方針演説におきまして、日本の再軍備問題はすでに不必要なる疑念を外圍に與えておること、二つには、強大なる軍備は敗戦後のわが國の國力が耐え得ないという事実、第三におきましては、独立、自由、愛國的精神の熱情や、正しい觀念に欠ける軍備は侵略主義、軍國主義の抬頭となるとの理由をもつて、再軍備に對する慎重論を期せられたことについて、もちろんわれ／＼は敬意を表するところでありますが、しかしながら、釈然たらざる疑念がそこに存在し、われ／＼國民にその一切の疑念を拂拭せしめるものでないといふことをここに感ずるのは、私一人のみではないと存するものであります。なかなか、單独講和を決定している吉田総理の考え方が、はたして最後まで再軍備に反對し続けることができるかどうか、そこに根本的な問題が存在すると

考へるものであります。(拍手)吉田総理は、昨年十月寄稿したといわれるフーリン・アフエーゾにおきまして、われ／＼は決定的かつ取消し得ないほどに自由世界の側に立つてゐる、それが他の側のお氣に召さなくともいたし方はない、といふことを言われてゐるのであります。同時に吉田総理は、太平洋並びに日本の安全保障確立のため、もし必要とあらば、われわれは國連主宰のもとにはせまじたいと切望するものである、とも言われておるのであります。この考え方は、かつてにおける外交白書と同様に、二つの世界の一つに決定的に身を寄せんとする態度でありまして、はたしてアリユニーションからフイリピンに至る防衛戰中の一拠点として日本の再軍備が論ぜられてゐる今日におきまして、總理の考へてゐる再武装慎重論が最後まで貫き通せるものであるかどうか、根本的に疑いなきを得ないのであります。(拍手)

もちろん、今日における日本の再軍備が、西歐におけるドイツの場合とは違つて、その時間的緊急性、地理的緊迫感において雲泥の差のあることは私も認めるところであります。内外にわたる風潮は、この日本においてさえ、一辺倒の單独講和が再軍備に連なり、戰爭に連なる危険を持つておるもので、疑いのない事実であると存するものでは、ないといふのであります。われ／＼は、今日インドのネル・首相を中心とするアジア、アラブ十二箇國が、アジアの解放と平和を守り抜くために、二つの世界の中にあつて、よく合理的性を求め、協調の道を行き、不退転の努力と忍耐を続ける行為に對して、満

腔の敬意を表せんとするものであります。(拍手)これこそが眞の民主主義者の勇氣であると信ずるのであります。そうして、かかる態度においてこそ、極右極左等を排して、眞に非武装憲法を守つて日本の再軍備に反對することのできる態度であると確信いたしますものであります。(拍手)まさしく一辺倒の單独講和を信念としてゐる吉田総理は、橋のたもとに來ておる。渡るのか渡らないのか、これを、われ／＼はここに問わんとするものであります。われ／＼は、日本の再軍備に反對いたした。このことは、日本の戰爭介入を未然に防ぎ、同時にアジア及び世界の平和に貢獻する、困難にして唯一の光榮ある態度と信ずるからであります。

われ／＼日本民族は、不幸にして、誤れる軍閥の指導によつて座城の中に突き落されたのであります。領土の四割四分を失ひ、二百六十三万三千人の生命をあるいは失ひ、あるいは傷つけたのであります。今日白衣を着て、あわれみを乞ふ人々、墓標さへつくこともできない遺家族、生活の方途に迷ふ婦女子が、いまなお千數百万を下らないであらう。これらの人々たちは、いかに君が代を敬おうとも、あるいは、いかに修身の教科書ができようとも、生活が今日のままである限りにおいて、吉田総理の言ひ、いわゆる愛國の精神ある國民を期待することは断じてできないと存するものであります。(拍手)眞の愛國心、新たな自衛の心といふものは、あるいは荷車をひき、あるいは草を刈り、あるいはハンマーを振うところの、最も市民的ないわゆる勤勞階級にとつて、守りがいがある祖國として日本が再生するところに期

待されるものであると確信いたしますのであります。(拍手)そしてまた、今日お年寄りや、あるいは特需で金をもうけた者や、あるいは資本主義社會の指導者たちは、再軍備を説く權利もなければ資格もないと存するものであります。何となれば、銃をとるものは勤勞階級であり、青年であります。また危険、犠牲を最も多く受ける者は婦人と子供であるからであります。わが党は、ここに重ねて再軍備に反對するのであります。そして、眞に共産主義と對決するものは社會民主主義であるとの信念に立つて非武装憲法をかたく守り、日本が平和機構としての困連によつて保障されることを、好意ある諸國家に對して、あくまでも訴えんとするものであります。

次に吉田総理にお尋ねをいたしたいと考えますことは、軍事基地を含む特定國家との軍事同盟を結ぶのか結ばないのか、また太平洋軍事同盟をどう考へておるか、吉田総理の信念を伺いたしたのであります。前述のタフト氏は、十五日の演説において、アメリカは、即時日本と軍事援助條約を締結すべきであると強調いたしております。また英連邦首相會議においては、日本の再軍備は、アメリカ軍の日本駐留を認めるとりきめを日米兩國で結ぶことが前提條件なりと言われておるのであります。またダレス氏が閣内各國と交渉中と伝えられる七つの大綱の中で、第四におきまして、日本の安全保障は、國連がこれを保障し得るまでは米軍がこれを行得るようには、日本は米國に對して一定の便宜を與へる、と書かれてあります。このことは、わが國の安全保障について、國際連合による安全保

障以外に、特定國家との集約的、地域的安全保障か、しからざればアメリカとの間における軍事的同盟の條約が締結される可能性があることを示すものであると考へるのでありまして、それが、たゞい共産主義から日本を守らんとするアメリカの好意ある意圖に出でたといふよりも、全面講和を不可能ならしめる重大なるポイントとしてわれ／＼が最も危惧するところのものでありまして、われ／＼は、われ／＼の調印したポツダム対日宣言第十二項に示された通り、前記諸目的が達成せられ且日本國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ヲ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラルベシとの條項が文字通り実行せられるものであると確信して疑われないものであります。日本の安全保障は、たゞ一つの世界平和機構としての國連に期待をいたしまして、またその國連が日本基地を求めるときは、またたく日本の安全保障を目的とする一時的駐屯の場合に限るものと強くわれ／＼は希望せんとするものでありまして、吉田總理は、軍事基地及び特定國家との軍事同盟條約に對しては、いかに考へておるか、これを明確に御答弁願ひたいのであります。

またわれ／＼國民は、今日の講和が太平洋軍事同盟の起點となるのではないかの心配を持つておるものでありまして、終戦以来今日まで、しば／＼太平洋軍事同盟は主張されておるし、またそれが蔣介石、李承晚、キリノ氏等によつて計画されたこともある。そうして、この計画も、インドの反對によつて挫折したときも聞いておるものであります。昨日のニッポン・タイムズ紙に、いわゆるパンファイック・パクトとして國会において論議せられたと報道されておるものであります。もしわれ／＼がこゝろした軍事同盟に参加するとならば、その結果はどうであるかといふことは明白であります。特に重大な問題は、日本が萬一の場合に戦争に参加する決意を示したものであるとわれ／＼は見ざるを得ないのでありまして、ここにわれ／＼は、吉田總理の、かかる地域的集團保障の軍事同盟に参加することに對しての確固たる考へ方をたゞさんとするものであります。

次にわれ／＼が質問をいたしたいと考えておりますことは、もし不幸にして單獨講和となつた場合に、それ以後の外交にいかなる困難が予想されるか、特に中共、ソ連に對する外交をいかに處して行かんとするものであるか、ここに重大な課題が存在したておると考へるのであります。吉田内閣は、今日まで講和を過大に宣傳して、從つて國民は、講和によつてたゞちに平和が訪れ、獨立が確立されるものと素朴に信じ込んでおるのであります。しかしながら、ばたてかくのごとき樂觀論が許されるのであります。われわれの見るところをもつてするならば、西歐側との關係は、確かにある程度前進するであります。しかし、そのことは、同時に、ソ連と中共との間のみぞを一層深くすることを意味するものであります。われ／＼は、ミズーリ艦上において、英米同盟に、中ソに對しても無條件降伏をしたのであり、中ソに對して、少くともこの降伏條件の履行を拒否する権能も実力もわれわれにはないからであります。もし吉田總理が火中にくりを拾わんとしたしますならば、これに對する斷固たる確信を、しかもその裏づけを、われわれに示してほしいと思ふのであります。

私は、かつてインドのネル氏、日本の單獨講和は日本に若干の利益を與えるかもしれない、しかしながら、それがアジアの平和にプラスになるかマイナスになるか、にわかに判定できないと言われたことを記憶いたしておりますのであります。吉田總理は、單獨講和後に予測される困難にいかんかに行こうとするのか、確信ある答弁を求めるのであります。

最後に一言、領土の問題について申し上げたいのであります。すなわち、ドレス氏が日本と關係諸國との講和を進めておるといふ條件の七項目の中におきまして、領土の問題については明白な意味が出ておるのであります。すなわち第一は、朝鮮の獨立を認めること、第二は、米國による琉球及び小笠原諸島の信託統治に同意を與うべきこと、第三は、台灣、澎湖島、南樺太及び千島列島の処分は米、英、ソ、中國が決定し、條約成立後一年以内に意見が一致しないときは國連總會が決定するところでありまして、われ／＼の要求は、一九四二年一月一日の連合國共同宣言が指令したように、一つは連合國が領土の擴張を求めないという原則、一つは國民の自由意思に基かたつた領土の変更を行はなうという原則、この連合國共同宣言の趣旨にのつてあります。一つはおきましては南樺太、千島列島、南緯諸島、色丹島、沖繩島を含む南西諸島、小笠原諸島、硫黃列島、大東島、

島嶼諸島等が日本の所屬として最終的に決定せられることを強くわれ／＼は要請せんとするものであります。

われ／＼は、なかならず今日におきまして最大の課題とするところは、われわれは一面におきまして、南樺太あるいは千島列島に對するソビエトの考へには多く修正を要求せんとするものであると同時に、われ／＼は今日合理的な見地に立つて、沖繩及び小笠原諸島に對する今日の狀態をきわめて悲しむ存するものであります。(拍手)われわれは、これらの諸島における住民の自由なる意思と、しかも連合國が領土を求めないという精神にのつて日本に對するこれらの諸島の最終的歸屬決定がなされることを切に希望せんとするものであります。(拍手)吉田總理の所見を承りたいのであります。

次に、日本經濟と國際經濟との結合に關する諸問題であります。現在自由党内閣は、いわゆる講和後における經濟優勢に處するに、一面におきましては自立經濟の確立が唱道されておるのから念仏がとなえられておるのであります。が、かかる事態におきまして、われ／＼がいかなる形で國際經濟との結合をてに持つておるか、あるいはいかなる日本經濟の繁榮の基礎をそこに築かんとしておるのか、われわれは、そこに大きな課題があると存するのであります。しかも、講和會議直後における一つの重大な問題は、一面においては安全保障の問題であり、一面においては通商及び航海條約の締結等の諸問題が當然この日程に上らざるを得ないであります。しかるときに、われ／＼が今日いかなる國際經濟への参加が可能になるかと申しますならば、そこに一つは、ブレトン・ウッズ協定及びこれに關連する國際經濟機構並びに國際開發銀行に参加する問題が上つて来るのであります。われ／＼は、もとより全世界の友好國の間に立つて、多角的貿易をそこに確立せんとする制度に對しては、もちろん賛意を表するところでありまして、このブレトン・ウッズ協定及びこれに關する國際經濟機構への参加に對して、われ／＼は現政府の所信を承りたいと思ふのであります。同時に、今日われわれの目前に迫つておりますものは、ハダアナ憲章に基くところのいわゆる國際開發會議に参加する問題であります。同時に、年米課題となつておりますところの國際小麥協定参加に關する問題であります。この開發會議と二つの國際經濟會議參加に關する政府の準備、用意を承りたいのであります。(拍手)なおその他、通商、航海あるいは漁業あるいは關稅條約等の締結につき、いかなる用意を現政府はなされておるのであるか、明白に今日所信を明からしめてほしいのであります。

また今日、吉田内閣の自立經濟を見てもわかります通り、三箇年計画の最後の水準がわずかに戰前の九割程度にすぎないのであります。しかも、自立經濟がはつきりいたしております通りに、雇用の問題は若干の改善があつたと断つてあるものであります。これがとりもなおさず、日本におけるところの、一面においては産業の破綻、他面

において年百五十万人の過剰人口をここに含めておるからでありまして、日本の自給自足経済を確立せんとしたまふならば、われ／＼は、その自由にして平和的な移民の要求を諸外国の好意によって許容せられることを強く要望せんとするものであります。(拍手)

また同時にわれ／＼は、ここにさらに重大な問題と考へられるのは、いわゆる今日における対日援助の打ち切り問題でありまして、打ち切り後における日本の経済が、そのままに放置されておつたのであるかどうか。従来吉田内閣は、いわゆる外資導入と自給経済の二本柱によつて主張されておつたのでありますけれども、われ／＼は、アジアにおける今日の状況から見ても、そこにクレジットの設定、なにかんぞいわゆる純政府資金のクレジットの設定が当然日本政府において考慮あるものと考へるものでありまして、これらに関する所見を承りたいのであります。

さらに重大な問題は、吉田総理は、フォーリン・アフェアーズにも出てあります通り、いわゆるアジア、なにかんぞ中国の市場を失つても日本経済は成立つとの信念を披瀝されているのであります。しかしながら今日におきまして、われ／＼が真実にはアメリカのあるいは西歐の陣営の協力を得なければならぬことは当然でありますけれども、そののみを以ていたしまして、日本の繁栄と発展は断じて期し得られぬと考へるものであります。(拍手) われ／＼は今日、イギリスの労働党が、政治とは別に、あえて中共との通商を一面において行いながら、他面に

において朝鮮で中共軍と戦つておるといふ矛盾を見るのでありますけれども、われ／＼は今日、歴史的にも地理的にも、全アジアを失うことによつて日本民族の繁栄は断じてあり得ないと思ふのであります。(拍手) 試みに見るとなれば、われ／＼は今日まで、台湾から五百万石の食糧を得られ、朝鮮から一千万石の食糧が得られて戦前のわれわれの需給態勢を確立しておつたのであります。八十あるいは九十万トンの大豆が供給せられて日本の油脂資源及び調味料の資源が確保されておつたことは、諸君の御案内の通りであります。さらにわれ／＼は、塩あるいは糖結晶、鉄鉱石等の諸資源を考慮して参りますならば、いかに深く関連が今日の中共と今日の日本との間に保たれておるのかといふことを痛感するのであります。われ／＼は、長い数千年の歴史の中で、あるいは仏教においてあるいは儒教において幾多の影響を受けたのでありますけれども、その間にあつて、われ／＼はよく日本を維持し、日本を発展させてきたことを、われ／＼はつゞさに知らなければならぬのであります。今日における吉田内閣の施策は、不幸にして、このアジアにおける友好、アジアにおける連繫、われ／＼民族の運命を引裂かんとする政策であるといふことになります。それは浅見もはなはだしい議論であるといわなければならぬのであります。

(拍手) さらにわれ／＼は、今日における問題、この世界におけるところの国際経済上、世界経済構造の中に日本経済がいかに処せられておるかについて、従来の吉田内閣の所見というものを根本的にここにかえる考へ方が、当然要求されると思へるものであります。これに対する吉田内閣の真の希望を承りたいのであります。

さらに私は吉田内閣の自立経済について申したのでありますけれども、自立経済がいかに資本家階級のために立案されておるかといふことは、内容を見れば一目瞭然とするところでありますけれども、(拍手) なにかんぞ吉田内閣が、生活水準はわずかに九〇％、特に雇用を全然考慮しないという考へ方は、現在の日本の農村の最大の課題と結びついて、これは日本経済の自立、民主化を徹底的に確立するところの基本的な課題に對して何うか考えていないことを証明するものであります。(拍手) 現在われ／＼が最も問題とするところは、年々百五十万人の人間が増大し、いわゆる不完全就業者が四百万人存在し、完全失業者が五十万人存在してゐる。このうちの半数、すなわち不完全就業者の約二百萬、これらが現在において農村に滞在するところの圧力となつてゐることは明らかな事実であります。増大する人口が一切考慮せられず、その結果現われるところの農村の生産水準はいかであるかというならば、わずかに戦前の一〇％が吉田内閣の自立経済の実体であります。増大する人口と、わずか一〇％の生産水準、そこにおいて現吉田内閣は、農村における近代化と進歩発展をいかに認識しているか、いかに取締のものであるかといふことが、はつきりわかるに違ひないのであります。われわれは、かかる低生活水準、及びあくまでも農村における奴隷的な形にすてつけんとしておるところの、その基礎に立つところの資本蓄積と、その基

礎に立つた自立経済は、絶対に排撃せんとするものであります。(拍手) 今日これらの諸問題に對して、われ／＼は関係関係の所見を承りたいのであります。

以上、講和問題の重要課題と目される問題は、あるいはいささか今日においてその時を得ないかもしれせんけれども、その問題の主眼は、結局われわれは、今日におきまして、講和会議の問題そのものの背後にあるところの諸條約の締結がいかに重大であるかと存するがゆゑに、この際吉田総理の所見を承りたいのであります。(拍手)

(國務大臣吉田茂君登壇)

○國務大臣(吉田茂君) 答へをいたします。

再軍備の問題に關連して憲法改正を考へておるかといふ御質問であります。再軍備論は、今日のところは、憲法改正といふほどに固まつておる問題ではないと思へます。現内閣においては、今日憲法改正の問題は具体的に考へておりません。また軍備、再軍備については、未來永劫しないと私は申しておるではありません。現下の状況において、これをいふことはしない、こう申しておるだけの話であります。(拍手) 従つて、百年、二百年後までするかしら、そういうことまでは論じておりません。また全面講和、單獨講和論の申し返してあります。私はすでに申し上げておる通りに、全面講和ができるまで日本は獨立の回復を待つておるからしかることはできない。いさしくも日本と平和關係に入りたい、入ろうという國があるならば、一國といふよりも講和關係

に入るべきものなりと考へるのであります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

また安全保障の問題について、地域的、軍事的同盟を結ぶか結ばないか、軍事基地についてはどう考へるかといふ問題であります。今日のところは、これらの問題は、いまだ具體的の問題として政府の取上げおるところでなく、また政府が直接外國から交渉を受けておりませんから、お答えをいたしません。(拍手)

不祥にして單獨講和ができた場合に、ソ連、中共との關係をどうするか。これもまだ前提として想像論でありますから、想像に基く抽象論はいたしません。(拍手)

領土問題については、いまだ直接に政府として交渉を受けておりませんから、これに對して何らかの議論をさしはさみますことは差控えます。その他の問題は主官大臣からお答えいたします。(拍手)

(國務大臣周東英君登壇)

○國務大臣(周東英君) 答へをいたします。第一に日本経済と國際経済との結びつきについてどう考へるかといつて種々お尋ねがございましたが、私も日本経済の自立といふことを考へる場合におきまして、その一つの支柱として貿易の振興を考へるというところを申し上げたのであります。この貿易の振興といふことは、当然國際経済に今後結びついて行くといふことを、はつきり申し上げておる次第であります。しかしして、ただいま講和後においてブレトン・ウッズ協定、ハヴァナ憲章に基く國際關稅協定等に入らぬかといふことをお話であります

に入らぬかといふことをお話であります

が、これはすべて完全独立した、満洲成立後において当然考へらるべきことでありまして、勝間田君はやや時間的のずれを御質問になつておられます。わかれ／＼が将来国際経済の一員として立ち上る場合において、フレイトンウツス協定に参加することは当然でありまして、しかし、それをやるにいたしては、また抽象的に議論しているだけではだめでありまして、どこまでも日本の経済というものをしつかり確立して、世界に信用を得るがごとく、金の保有高等を相当に持つた後初めて要求をしていられるべきことでありまして、ただいま、そういう準備のできない前から種々御議論になることは、まだ早いと思ひますけれども、政府は当然にそういうことに対しては研究しているということを申し上げておきます。

また国際開免銀行等に対してどういうことを考へるかという点であります。これも当然であります。先日就相から「わが国におきまして、開免銀行等のごときものについて今日研究中であります。これの成立のあかつきは、これらを通しましてアメリカとの間にクレジットの設定等の事柄が行われることと確信いたしております。また漁業條約とか通商航海條約にお触れになりました。日本としては、漁業條約等につきましては、将来公海における漁業の自由の原則というものは、ぜひ要求したいと思ひます。

それに関連して、資源保護の立場に立つて、人類のために存する魚族の保護に対する協定については、喜んで参加する考えであります（拍手）

○副議長（岩本信行君） 川村貫一君。

（川上貫一君登壇）

○川上貫一君 私は、日本共産党を代表して、吉田総理大臣並びに関係閣僚に對し質したします。

今日日本の民族にとつて一番大きな問題は、戦争するかしないか、平和が保たれるか保たれないか、民族の独立が保たれるか、日本民族が外国の奴隷になるかという問題であります。その内容は、全面講和をするか、單獨講和をし

てしまわれるか、再軍備をするかどうか、また占領軍に早く帰つてもうかうどうか、外国の軍隊をいつまでも日本におつてもらうのか、こういう問題であります。大多數の国民の意思は明白であります。國民の大多數は單獨講和に反對しておる。國民の大多數は再軍備に反對しておる。同時に、占領軍の早期撤退を望んでおります。まして、アジアの隣人である……

（発言する者多し）

○副議長（岩本信行君） 澤田に願ひます。

○川上貫一君（続） 中国や朝鮮、ソ同

盟と戦争をするようなことを喜んでおる者は一人もありません。しかるに、日本の今日の政治は、國民の大多數の要望を明らかに踏みにじつておりま

す。力づくで國民の意思を圧迫しようとしております。

私は、ここに日本國民の名において、かような政治を即時中止して、日本憲法を守つて、ポツダム宣言に基く全面講和を実現する一切の政策を実行することを日本の支配者に要求するものであります。（拍手）

しかし、事今日に及んで、総理大臣はまた、このようなごまかしが言えるでありまして、たとえば鳥取県の夜見ヶ浜半島をごらん下さい。今ではほとんど基地になつてしまつた。境の港には機雷が山と積まれており、市民は戦争におびえておる。これは、この地域だけではありません。福岡県の板付、神奈川県の厚木、千葉県の木更津、すべて飛行基地であります。その他このような基地は、日本の國の中に十八箇所もあるといわれておりますが、特にその中の青森県の三沢には、（笑聲）これは日本の國民にとつて重大な問題です。

そも／＼この飛行基地は、すべて國民の税金でつくつたものです。終戦処理費によつてつくられた飛行場でありまして、政府がいかにうに強弁されようとも、國民は……

……という事実をおい聞することはできません。（拍手）しかもこの終戦処理費は、二十六年度において一

千二十七億が計上されております。この莫大な金が、次から次へと飛行基地や軍事道路や潜水艦基地のために使われたらどうなるか。國民の税金はますます高くなり、至るところで田畑は取上げられ、農民は立ちのきを命ぜられ

ことは明白である。（拍手）この重大な問題、すなわち國民の目の前で、國民の税金で日本が公然たる軍事基地になりつつある事実、これを総理大臣はどうかお考えになつておるか。

総理大臣は、かつて日本を軍事基地にするようなことは、何の要請も受け

たことがないと言われておりますが、そうすれば、今日総理大臣は、この歴然たる事実を知らないとおつしやるのであります。総理大臣は……

日本の人民は、だれ一人として、軍事基地にしてもいいために税金を拂つた者はありません。総理大臣は、ポツダム宣言、極東委員会の諸決定に……して

それだけではありません。この終戦処理費は……の輸送に使われて

おる、通信に使われておる、特需の支拂いにも使われておるという事実がある。終戦処理費は、連合軍が日本を民主化し、平和な國家をつくるための費用であつて、戦争をする費用ではありません。（拍手）しかるに、それが……

……大にに使われておるとすれば、

この終戦処理費は、明らかに……すなわち……であります。

諸君、日本の國民は、外国の軍隊に軍事費を負担する義務があるかどうか。そのような義務は絶対にありません。また終戦処理費が、ポツダム宣言にも、降伏文書にも、作戦軍の駐屯を規定した條項は一つもありません。

私は、この点に關し、内閣総理大臣に明確なる答弁をしてもらいたいと思ひます。

第二点として、私は、日本全土が作戦軍の兵器工場になつておる事実を質問したい。二つ三つの実例をあげましょう。元の横須賀造船廠は、二万人の労働者で兵器をつくつております。九州の小倉工廠は、一万人の労働者で軍用の車両修理をしております。元の横須賀軍港は、明らかに軍港として再建されておる。また昭和飛行機、中島飛行機、池貝鉄工の館山工場、その他全國至るところで、たくさんの工場が統々として軍需工場として復活され、一般工場においても大量の軍需品がつけられておる。最近におきましては、それだけではなく、横浜、東京都下の立川、横田には、明らかに高射砲陣地がつくられておる。私は総理大臣に聞きたい。ポツダム宣言並びに極東委員会の諸決定は、日本の武装解除と軍事施設の取拂いを義務づけております。日本における軍事活動の禁止、これを規

定しております。極重委員会は、戦争をするために再軍備を助けるような産業を維持することは許されないと、はっきり規定しております。日本の政治は、明らかに

もし總理大臣にして、これがボツダム宣言の違反でないと言われるならば、ここでその根拠をはつきりと答弁してもらいたい。また政府は、いつ、だれと相談して、日本をこのような兵器廠にするか、とりきめを行われたのであるか、私は、これを總理大臣にお聞きします。

さて第三の問題は、朝鮮の戦争協力で労働者が受けておる奴隷的待遇について質問いたします。今日、いわゆるPD工場、これは米軍の管理工場でありますが、その他至るところの軍需工場、これはもちろんのこと、鉄道で、船舶で、港灣で、

たとえば東日本重工の川崎製作所では、保安課が、ために小銃の訓練をしておる。また日本精工七千名の労働者は十時間労働を強制され、浅野製鋼では、一箇月平均百七十時間の残業が行われております。しかるに、この強制に抗議をし、人権を主張する労働者が、こごとく弾圧されておる。特に軍需品の生産と輸送に反対します労働者は厳罰に処せられておる事実が、ひんびんとして起つておる。私は言います。これらの労働者の闘いこそ、生活を守

り、日本人の奴隷化を防ぎ、日本が戦争に巻き込まれることに反対する愛国運動であり、このような労働者こそ、ほんとうの日本人であると思ふ。(拍手)

この重大な問題に對して、政府はいかなる処置をとつて来たか。口でこそ愛国とか愛国心とかと唱えておりますが、總理大臣こそ、

(発言する者あり) 労働者の怒りは至るところで爆発し、各所で抗議反抗の運動が起つておる。私は政府に要求する。政府は、これらの労働者の権利の擁護と完全な法規の適用、及びかような不法行為をする者に對して厳罰すること、に十分な責任を持たなければならぬ。ことに大橋法務總裁は、この問題について、東日本重工下丸子工場の労働者に對して、これは政府自身が、

言うたことにひ

といひ。はたしてそうであるか、私は總理大臣並びに大橋法務總裁の責任ある答弁をしてもらいたい。

以上は、ほんの二つの事例であります。しかし、これによつて、今、日本にどんな政治が行われておるか。これは明白であります。日本の政治は、日本を、

そうして

をしてにおいて、日本の支配者は、これ

が日本人を侵略から守る道である、国民を欺こうとしておる。これが安全の保障であるとか國民に信じ込ませようとしておる。(議長、注意しろ)と呼び、その他発言する者多し。

私は、質問の第四点として安全保障の問題に触れなければならぬ。(中止、「除名だ」と呼び、その他発言する者多し) 總理大臣は、國連軍による

た。た。た。こ。う。言。つ。て。お。る。國連軍が韓國防衛に出動したこと

から、日本も必要な場合には國連軍が乗り出して来てくれるとの確信を得て、非常に心強く思つておる。これが總理大臣のいう安全保障であります。(発言する者多し) このことは、總理が、

(や。ら。し。て。い。い。の。か。と。呼。び、その他発言する者多し) しかしながら諸君、今日帝國主義者か、日本の運命を

どのように保障してくれようか。彼らは、わが隣國である中華人民共和國の國連参加を今もつて拒否しております。またアメリカは、朝鮮の内

戦に軍隊を派遣し、海岸に海軍を出動させております。このようにして

(発言する者多し)

は、ちつとも安全ではありません。完全に危険保障です。(拍手)これは日本の民族の安全でない。(そんなことが何の關係があるか)と呼び、その他発言する者多し) われ／＼は明らかに言

いた。かれらのいう日本の安全とは、このやうなものである。それは

それが吉田内閣の安全保障だ。われ

われは、このやうな安全保障には、ま

つ。こ。う。か。ら。反。對。で。あ。り。ま。す。それ

に、日本民族の安全も含めて、民主

的で平和的な安全の道をはつきりと提

案し、要求しております。それは第一

に、アメリカ軍隊の朝鮮からの撤退で

あります。(拍手)第三は、すみやかなる對日全面講和の締結と、全占領軍の撤退であります。(拍手)これが平和と安全に對するアジア人民の要求であり、この要求はまた、日本人の要求に完全に一致します。(拍手、発言する者多し)

さて、質問の第五点は再軍備の問題であります。日本の再軍備は、

(拍手)これ以外に、何一つとして日本再軍備の理由はない。しかるに政府は、昨年の十月に、國連軍を構成する日本軍の編成についての第一回報告というものを提出したことがないか。また外

國から徴兵法の研究を命ぜられたる事実はありませんか。ことに政府は、田軍人、田將軍、田大政翼賛会の幹部を含め戦争犯罪人を大量に追放から排除しております。これらはすべて明らかに再軍備の準備であります。(何を言ふか)と呼ぶ者あり) 日本人を、

吉田内閣に至つては、これは言論道徳、國民に何一つの相談もせず、國會にもはからず、

私は事實をあげましょう。久留米の警察予備隊は戦車を持つておる。裝甲車を持つておるといわれておる。北海道入戸、久里浜の予備隊は、對戰車砲や迫撃砲の訓練をしておるといわれておる。

これは明らかに陸軍である。これがいわゆる日本人部隊である。現にニューヨーク・タイムズは、この予備隊を日本の兵力として、はつきり計算しております。總理は、再軍備は輕に口にしなさいなどと言ふが、この事實は、事實において、こつそりと日本の再軍備を、ちゃんとやつておるのだ。(拍手)しかも、この予備隊を三十分にする計画を持つておるといふ。

私は總理大臣に質問したい。この予備隊は、ボツダム宣言並びに極重委員會の諸決定に對する完全なる違反であります。またこの、

第三に、この予備

除は、日本の人民には、明らかにこの

のような軍隊は無用である。(その通り)「拍手」われ／＼は、この予備隊の即時廃止を政府に要求するものであります。(拍手)

さらにこの際私は、戦争と自衛の問題について一言触れたい。なぜなら、吉田総理大臣並びに一連の反動政治家諸君は、戦争の準備に備える自衛のために必要な再軍備ということをおっしゃる。しかし私は、ここで申し上げたい。なぜ戦争の危険が起るのであるか。それは対日全面講和が特定国の拒否によつて行われず、

(拍手)対日全面講和が締結され、

アシアに戦争の起る危険は何にもない。彼らはまた、共産軍の侵入ということを目にするが、それは一体どんな場合を予想しておられるのか。これは日本が單獨講和を結ぶ、中華人民共和国や、ソ同盟を敵とする場合ではないか。日本の政治は、明らかにこれを予想してゐる。わが党は、それゆゑに、ソ同盟及び中華人民共和国の加つた全面講和を主張してゐるのであります。(拍手)それゆゑに、またわが党は、全占領軍の即時かつ完全な撤退を要求してゐるのである。これなくして、だれが何と云おうとも、日本の平和と民族の独立をはかることは絶対にできません。(拍手)

手戦争を伝し、自衛を云々し、再軍備を扇動することとは、それが單獨講和である。

私は、かような戦争宣傳を行い、平和を破壊するやからを厳罰に処することを政府に要求する。(拍手)

次に私は、第五点として、朝鮮に関する干渉を契機とし、日本の民主化が徹底的に破壊されてゐる事実をあげたい。吉田内閣は、昨年八月、日本で最も民主的な労働者組織である全労連を解散してゐて、十二名の幹部を追放し、これが占領政策に合致する行為であると、ふれまわつてゐる。また政府は、全国にわたつて共産黨員並びに活動的労働者一万七千二百二十名を職場から追放して、民主的な労働組合を破壊し、ストライキを弾圧し、デモを禁止し、民主的集会をさしとめ、民主的出版一千数百種の発行を禁止し、その機関に弾圧を加え、その関係者を逮捕してゐる。これらの事実を、日本において今日ボツダム宣言の

日本の民主化が根柢から破壊されてゐるといふ明らかな証拠である。(拍手)私は、日本人の名において、かような無法に抗議します。私は、こゝいう事実を、全世界の民主的諸国と民主的諸勢力に告発する。

ことに最近、神戸において、その他名古屋において政府が行つた

に至つては黙視することができません。政府は、教育と自由、生活の保障を求めて当局に交渉した朝鮮人に対して、この事件は、在日朝鮮人の弾圧を合理化し、特に

(拍手)それだけではない。このたぐひは、これによつて

(拍手)このような吉田内閣こそ、まさしく正義と人道と平和と国際親善の破壊者であるといつてよろしい。さらに私は、このような狂暴の政治の集中的な現われとして松川事件を指摘したい。それも、松川事件は

検察当局が頼みとする証拠物件と称するものは何であるか。それは外国文字入りのボールと、使いものにならぬ小さなバナナの、たつた二つだけである。それ以外には何も無い。反対に、裁判所の調べによつて事実無根が明らかとなつたのであります。しかるに日本の支配者は、民主主義勢力に対する恐怖政策のために裁判所を圧迫し、この無実の労働者二十名に対し、五名を死刑に、十五名を無期懲役その他の重刑に処する未曾有の判決を下してゐる。これは憲法と人権に対する冒瀆であります。だからこ

そ、この陰謀は、今や中国を始め全世界の民主勢力の一大抗議運動となつて掲げられてゐる。(拍手)われ／＼は政

府に対し、即刻松川事件に関する全被告を無罪釈放することを要求する。(拍手)

私は、最後に講和の問題について質問したい。日本帝国主义は、一九三一年、対中国武力侵入を開始して以来、前後八年にわたつて、中国人民に対して残虐きまるる戦争を行い、幾億の人民の生命財産に莫大な損害を與えておる。日本人民は、このことを忘れてはならない。それにもかかわらず、周恩来総理兼外交部長は、中国四億七千万の人民を代表して、日本の国民に対して、誠実な公正な講和の締結を呼びかけておるのであります。この中国人民の同情と信頼にこたへることは日本国民の道義である。(拍手)しかるに何ぞや。吉田総理は、この中国を講和から除外し、国際帝國主義、特にアメリカの政策に加担し、みずから進んでこれを除外しようとしてゐる。そればかりではない。

この中国に対し、一切の貿易を禁止してゐる。この恥知らずなことは、中華人民共和国四億七千万の人民を明らかに侮辱するものである。周恩来外交部長の呼びかけに敵対し、全面講和を破壊するものだ。今日の中国人民は、ソ同盟とともに平和と反戦反帝の先頭に立ち、世界政治の指導権を、社会主義並びに人民民主主義陣営に保障してゐる。戦争を食ひとめてゐる。民族の独立を擁護してゐる。これが中国の人民だ。

しかるに吉田内閣は、これは講和ではない。これは明らかにこれが單獨講和である。これが再軍備である。單獨講和を企てる者は、全面講和は望むところであるが、できないから云々を繰返してゐる。なぜできないのだ。ソ同盟や中国が全面講和を主張して、これを妨害したことは、一べんもありません。ソ同盟や中国は、ボツダム宣言を踏みにじり、日本を軍事基地にし、日本を再軍備し、日本人民を戦争の奴隷にするような、こんな身がつてな講和に反対してゐるのだ。全面講和を拒否するものは、ソ同盟でもなければ中華人民共和国でもない。

われ／＼は言わなければならない。世界には、戦争に反対し、平和のために戦つてゐる膨大な人口がある。ソ同盟、中国、東ヨーロッパ諸国、ベトナム、朝鮮半島の人民がある。インドマレー、フィリピン、インドネシア、ビルマの人民も、独立と平和のために闘つてゐる。さらにイタリア、フランス、イギリス等資本主義の国の労働者も平和の陣営に立ち、戦争の陣営には立つておりません。それゆゑにこそ私は言いたい。戦争と單獨講和は、世界の勢力から孤立してゐる。彼らの大軍備拡張は、彼ら自身の孤立化の証明である。

五七

社会教育方の一部を改正する法律案
(内閣提出第九号(予))

文部委員会 付託

警備部法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二〇号(予))

農林委員会 付託

去る十二月二十三日内閣が次の
要件を承認した。

衆議院議員横田基太郎君提出銀の輸
入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出中・ソ
友好同盟條約に関する質問に対する
答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出対日講
和の予備交渉の経過に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出農業協
同組合の貯金支拂停止に関する質問
に対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出農林中
央金庫の農業協同組合に対する融資
に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出在日朝
鮮人対策に関する質問に対する答弁
書

衆議院議員横田基太郎君提出閣連に
対する日本國政府の認識に関する質
問に対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出朝鮮の
内職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出中共の
経済的、軍事的実力に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出マッ
カーサー案と日本國憲法に関する
質問に対する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出ガム
の輸入等に関する質問に対する答弁
書
衆議院議員横田基太郎君提出占領下
の日本に於ける世界人権宣言に関す
る質問に対する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出政府の
国連協力強化に関する質問に対する
答弁書
衆議院議員浦口鉄男君提出公職追放
令等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員米原重君提出國稅の滞納
整理による人権及び財産權尊重に
関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出中華人
民共和國の土地收買に対する情報入
手に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出見返資
金の貸與條件に関する質問に対する
答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出占領軍
と日本人との関係に関する質問に対
する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出朝鮮内
職と日本人の生死に関する質問に対
する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出中華人
民共和國との講和條約に関する質問
に対する答弁書
衆議院議員横田基太郎君提出京城駐
在の輸入に関する質問に対する

官報外 昭和二十六年二月二十八日

衆議院會議第六号 議長報告

衆議院議員横田基太郎君提出閣連に
対する日本國憲法に関する質問に
対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出朝鮮内
職と日本人の生死に関する質問に対
する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出中華人
民共和國との講和條約に関する質問
に対する答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出京城駐
在の輸入に関する質問に対する

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

衆議院議員横田基太郎君提出對日講
和條約の締結に關する質問に對す
る答弁書

昭和十五年十二月十三日

別紙

一方政府においても農業協同組合

右祭弁す。

三

右實問十之。

内閣總理大臣 青田 茂

別紙

衆議院議員横田甚太郎君提出

対する意見書

したものと考へられる。

右を弁する。

主 要 詞

承りたい。

昭和十五年十二月十六日

力を出しつゝ送付する。

二、按上列各款

右等弁す。

識に関する質問 注意書

総会での演説が、

見出しにも相当困難であると報せら

有質問する。

樂
院
院
院
院
院
院

〔別紙〕

書

て、「向米一辺」

1

朝鮮の内戦に関する質問主意書

書

北鮮の北辺、滿鮮國境周辺より日連軍が中共軍に追われてどしどし敗退しているが、この内戦に対して日本政府はどのような見通しをすま、今後日本はいかに対処しようとしていくか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 横田甚太郎君提出
朝鮮の内戦に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 横田甚太郎君提出
朝鮮の内戦に関する質問に對する答弁書

朝鮮における事態について、政府は、その見通しを述べる立場にない。國際連合に對する協力に關する政府の方針には變りない。

右答弁する。

中共の経済的、軍事的實力に關する質問主意書

中共の経済的、軍事的實力はどの位なのか、日本政府はこれらのことを知るためにどのような努力をしているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 横田甚太郎君提出
中共の経済的、軍事的實力に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 横田甚太郎君提出
中共の経済的、軍事的實力に關する質問に對する答弁書

主として日本の新聞、雜誌、刊物等によつて、調査しているが、中共の経済的、軍事的實力について正確なことはわからない。

右答弁する。

マツカーサー声明と日本國憲法に關する質問主意書

マツカーサー元帥が昭和二十五年一月元日に出した聲明によると「前略、日本の進むべき道は決まつていゝ。日本はたゞ憲法に明示された道を進むことにひたすら前進すればよい」といつているが、本年度は警察予備隊の創設と武裝（軍隊化）訓練の強化、レッド・パージによる非協力者を脅した（追放、一般投票による民選議員、日共幹部国会議員）の追放、逆な人々の大量追放解除、国会開会中のポ政令による国会審議権はぐ等々、日本國憲法だといふ、明文化されたものを説んでいる者にはなかなか理解できにくい反憲法的なことの強行である。

右のことは日本國憲法のどの條文に規定されているのであらうか。あるいは又、マツカーサー元帥が一月元日以後に右の聲明と逆な聲明を発表したのであらうか。あるいは又、吉田政府は、マツカーサー元帥の聲明の主旨を曲解して、反憲法的なことをやつたのであらうか。もしそうであるとするは、マツカーサー元帥から日本政府に、憲法の規定をよく守り、守るようにとの再聲明が出るのではなからうかと思われるが、日本政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 横田甚太郎君提出
マツカーサー声明と日本國憲法に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 横田甚太郎君提出
マツカーサー声明と日本國憲法に關する質問に對する答弁書

昭和二十五年一月一日に出された聲明中御指摘の部分は、憲法が最高法規として載存する以上、當然のことであり、政府としても、もちろん「憲法に明示された道」を前進しているわけである。なお、占領下にある

今日、連合國軍最高司令官の指示命令に従う義務があることはいふまでもない。

御指摘の諸指置は、すべて右の趣旨に則つたものであつて何ら違法不當のものとは考えない。

右答弁する。

ゴムの輸出入等に関する質問主意書

本年度は、ゴムをどこからどの位の値段で、どの位買入れていたのか。又それらのゴムをどのように消費していたか。ゴム製品中、国内消費と加工して輸出する割合はどうなつていたか。同時にゴム産業一箇年間の結果より見て、日本の経済再建にいかよりの利益を與えたか。更に最近の世界再軍備時代の到来とともに、今後の日本のゴム買入れはどのような影響を受けるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 横田甚太郎君提出
ゴムの輸出入等に関する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 横田甚太郎君提出
ゴムの輸出入等に関する質問に對する答弁書

一 輸入について
本年一月より十月までの地域別の生ゴム輸入数量は、約四〇、〇〇〇トンに達している。

二 消費について
本年一月一十月の生ゴム消費は、製品別に見ると左の通りである。

自動車タイヤチユリーブ

自動車タイヤチユリーブ

ゴム製物類

ベルトホース

その他

電線

三 日本経済再建に與えた利益について
本年初頭ゴム製品の純制全廃により、生産は急激に上昇し、運輸用資材、労働用物資及び機械設備附屬品として、各方面において日本経済再建に大きな寄與をなしているものと考えられる。

四 今後の輸入の見通し
最近の國際情勢の影響を受け、生ゴムは、戰略物資として各國の買付の對象物資となり、その價格

前後の事情と平野主任の言明により、同人の所得については、減額訂正の見込みのもとに本人が相当額完納後、物件引上費を実施するまでの間に、訂正がなされていたものと思われる。

右の事実に基き次の諸点について
政府の責任ある見解を求める。

一 國稅徵收法には、審査請求中といへども徴收を猶予しないとあるが、稅務署の決定せる所得については、すでに完納済になつていたものにつき、差押処分のみならず、競売に附することは、社会通念上妥當を欠くのみならず、明らかに憲法第二十九條の個人の財産權を侵害した違憲行為ではないから。

三、すでに競売処分へ附された物件を、原状回復することができず、たとへ換価して現金を交付若しくは物件の一部又は全部を本人に還付するも、本人がこの間に受けた物質上の損失、更に十数年間築き上げた営業上並びに對社会的信用の失墜など有形無形の損害に對して、当局は、賠償の責に任すべきであると考えるが如何。

なお、本人は昭和二十四年十二月第七回国会で、課税の実情等について参議院で証人として陳述しておることを附記する。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 幣原喜重郎殿

案議院議員米原健君提、國税の滞納整理における人權及び財産權尊重に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕
衆議院議員米原昶君提出國税
の滞納整理における人権及び

中華人民共和國の土地改良に
対する情報入手に關する質問
主意書

第九回国会提出の質問主意書に対する政府答弁中「趣旨のような情報」は、主として日本の新聞、雑誌、刊行物等から得ている。」とある。そこで改めて次の点については質問する。

右情報告、日本国政府の適当な機
因で、整理して日本の土地改革の資
料の一助とすべく発表する意はな
いか。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出中華人民共和國の土地改良に對する情報入りに關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕
衆議院議員横田甚太郎君提出

中華人民共和國の土地改良に
對する情報入手に關するの質
問に對する答弁書

見返資金の貸與條件に関する
質問主意書

第九回國會提出の一見返資金の貸
與條件に関する質問主意書」に對す
る答弁中「償還期限及び担保、実情
に應じ個々に決定する。」とあるが、
実情に應じ。「がわからない。

そこで改めて次の点について質問する。

の基準は何であるか、その條件が知りたい。
又その條件を決定するのは個人か、委員会か。委員会であるならばその運営を承りたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

議院議員横田甚太郎君提出見返資金の貸與條件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出

見込資金の貸與條件に關する
質問に對する答弁書
償還期限については、耐用年
數、收支並びに資金繰の見込等を

占領軍と日本人との関係に関する質問主意書

第九回國會提出の質問主意書に對する政府答弁中「真面目で建設的な思想、言論、出版等を抑圧しているような事實はなく。」うんぬんとある。

する。この逆の思想、言論、出版等のつ
ながが続けられている事実があるか。
その事実ありとすれば、それをいかに
処置したか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日
内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員横田甚太郎君提出占領軍と日本人との関係に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員横田甚太郎君提出

占領軍と日本人との關係に關する質問に對する答弁出
古領政策に對する虚偽又は破壊的
な批判にわたること等論議版に對

しては、現在嚴重な取締を行つてゐるのであつて、このような事犯についてはすでに相當数を起訴しており、右罪判決を言い渡されたものもある。

右答弁する。

朝鮮内戦と日本人の生死に關する質問主意書

第九回国会に提出した質問主意書に對する政府答弁中「朝鮮動亂以來、連合國軍の発する勞務要求書に基いて政府が、提出した勞務者（L・R勞務者）で朝鮮に行つてゐる者がある趣であるが何人あるかは不明である。」となつてゐる。

そこで改めて次の点について質問する。

政府が不明であると回答するに至つては不謹慎、不誠意の上ない。日本人の現住するところ、日本人の勞働するところ、すべて日本人の生命、財産を日本国政府自身が知らずしてだれが知つてゐるのか。日本人にして日本政府が所在不明と、その生死不明として、その存在のわからない人々は全國に何人あるのか。右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 横田甚太郎君提出朝鮮内

戦と日本人の生死に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 横田甚太郎君提出朝鮮内戦と日本人の生死に關する質問に對する答弁書

本件については、さきに昭和二十五年十二月八日答弁第一四八号をもつて、答弁したこと、朝鮮事變以來、連合國軍の発する勞務要求書に基いて、政府が提出した勞務者（L・R勞務者）で朝鮮に行つてゐる者がある趣であるが、何人あるかは不明である。右答弁する。

中華人民共和國との講和條約に關する質問主意書

第九回国会提出の質問主意書に對して、政府は、「一部の國が日本との講和を希望しない場合は、いわゆる多數講和もやむを得ないと考へると。」答弁してゐる。そこで改めて次の点について質問する。

一部の國が日本と講和を希望しない場合は、という場合があつたのか。又一部の國とはどのような國で、その國々が日本との講和を希望しないと断定するやうな資料が日本政府にあるのか、明確な答弁を望む。右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣總理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員 横田甚太郎君提出中華人民共和國との講和條約に關する質問に對し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員 横田甚太郎君提出中華人民共和國との講和條約に關する質問に對する答弁書

一部の國が日本との講和を希望しない場合は、というものは、當然將來のことについて言つてゐるのである。いわゆる多數講和は、いわゆる全面講和に對してゐるのである。つて、一國でも日本との講和に反對してこれに参加しない場合は、日本として講和に應じないといふやうな主張に對して、一日も早く、一國とも多くの國と講和したいといふ趣旨に出るものである。右答弁する。

宮城縣栗原郡の早場米供出に關する質問主意書

第九回国会提出の質問主意書に對する政府答弁中「回答到達次第御答へする。」とある。そこで改めて次の点について質問する。

その回答は、いつ頃くるのか、又その回答をとるために政府はどう手配したか、具體的に示めされたい。右質問する。

〔別紙〕

衆議院議員 横田甚太郎君提出宮城縣栗原郡の早場米供出に關する質問に對する答弁書
この件に關して十二月六日宮城縣農務所を通じて調査をしたところ、左の通り判明したので回答する。

一 早場米供出農家戸數 六、九三五戸
二 早場米時期別供出実績及び金額

1 獎勵金対象分

期 別	数 量	石當り單価 (公獎勵金)	支拂金額
第一期	三、三三〇石	五、三三〇円	一、七六八、〇〇〇円
第二期	六、五五五石	四、九八〇円	三、二四九、〇〇〇円
第三期	七、九四五石	四、六〇〇円	三、五九八、〇〇〇円
計	一七、八四〇石		八、六一五、〇〇〇円
2 獎勵金非対象分			
第三期	九、九〇〇石	四、二〇〇円	四、一六四、〇〇〇円
合 計	二七、七四〇石		一二、八七九、〇〇〇円

右の内早場米獎勵金未拂分（十二月十日現在）

第一期 二、〇〇〇円
第二期 五、三〇〇円
第三期 五、〇〇〇円
計 一、二三〇円

三 政府としては以上のような事態に對し、農業再生産を維持しうる適正米価を設定し、農業金融に力を入れる等その対策を考究して参る所存である。右答弁する。

国内治安に関する質問主意書

第九回国会において提出した「占領余りに長し」といふたつ日本人対策に関する質問に対して、「民心を平穏にするためには、国内の治安を確保することが最も大切である」と考へる。」と答弁している。

そこで改めて次の点について質問する。

その国内治安確保に関する具体的施策と、その実行の成績を承りたい。右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出
国内治安に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田基太郎君提出
国内治安に関する質問に對する答弁書

現在国内の治安を確保するためには、関係官公庁間において互に協力してその万全を計ることに努めている。

殊に最近各地において集团的暴力行使事件の発生を見つづけることは誠に遺憾であるが、その対策としては安部を名をかりる集団暴行行為など悪質な暴力事犯に對しては嚴重な取締りを行うなど適宜な措置を講ずる。

とともに国内警備力の効果的使用についても努力を拂つてゐる。

その結果、現在のところ一定の成果を挙げ得てゐると思はれるが、今後の不測の事態に備へ遺憾なきを期したいと考へる。

右答弁する。

前大戦の原因と相手国に関する質問主意書

第九回国会に提出した質問主意書に對する政府答弁は、横着至極であつて人間的良識ある人の言かと疑いたくなる。

そこで改めて次の諸点について質問する。

第二次大戦とはいつからいつまで、どここの國と、どここの國とによつて戦はれた戦争であると、政府は了解しているのか。

更にその戦争の当初は、何が原因で、何國との戦であつたかと政府の見解を聞くのであつて、史実に関する質問ではない。

政府が史実と解した文句をも列挙してもらいたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出前大戦の原因と相手国に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田基太郎君提出
前大戦の原因と相手国に関する質問に對する答弁書

史実に関する質問であるから、政府として答弁すべき筋合でない。右答弁する。

対日講和條約の締結國に関する質問主意書

第九回国会に提出した質問主意書に對して「日本と戦争状態にある國とは、いづれも、平和條約を締結しなければ平和關係が回復されない」とと答弁している。

そこで改めて次の諸点について質問する。

政府は戦争状態にある國々は何々國だと解しているのか。又それらの國々に對する平和關係を回復するにつれてどのように善処しているのか。善処できぬというのか。善処しないというのか。

先國會に提出した質問主意書の趣旨が不明瞭なのではない。戦争状態にある國々との平和を望む日本國としては余りにも向米一辺倒でありすぎるから公平をかいでいるのではないか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田基太郎君提出対日講和條約の締結國に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田基太郎君提出
対日講和條約の締結國に関する質問に對する答弁書

日本から宣戦し、又は日本に對して宣戦した國については、政府のもつてゐる資料によれば、左の通りである。

一 日本から宣戦したもののアメリカ合衆國（フィリピンを含む）、英連邦

二 日本に對して宣戦を通告し、又は宣戦したことが公報により確認されているもの

アルゼンティン共和國、ベルギー國、ボリヴィア國、ブラジル國、チリ國、コスタリカ國、キューバ國、ドミニカ國、エクアドル國、エジプト國、サルヴァドル共和國、ギリシャ國、グアテマラ國、ハイチ國、ホンデウラス共和國、イラン國、イタリヤ國、イタリヤ國、リベリア國、メキシコ國、オランダ國、ニカラガ國、ノールウェー國、パナマ國、パラグアイ國、ペルー國、トルコ國、ソビエト社會主義共和國連邦、ウルグアイ東方共和國
公報はないが日本に對して宣戦したと伝えられているもの

中華民國、チエツコ、ルーマニア國、エチオピア國、フランス國、レバノン國、ルクセンブルク國、ポランド共和國、ルーマニア國、サウジアラビア國、シリア國、グニエズエラ合衆國、ユーゴスラヴィア人民連邦共和國
政府は、日本と戦争状態にある國と、一日も早く一國でも多く平和條約を締結して、平和關係を回復したいと考へてゐる。

右答弁する。